（備考）

１．「登録番号※」及び「登録年月日※」には、記載しないこと。

２．登録免許税領収書は、登録申請書の正本の裏面に貼付すること。なお、副本には貼付することを要しない。

３．登録事業所の名称等

①　「住所」には、登記簿上の主たる営業所の所在地を記載すること。

②　「資本金額」は、資本金額、出資の総額又は基金の総額を記載すること。

③　「役員」には、役員に相当する職にある者は全員を記載すること。

４．営業所の名称等

①　確定拠出年金運営管理業に係る全ての営業所を記載すること。

②　「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。

５．業務の種類及び方法

次の各項目について記載すること。

①　法第２条第７項各号に規定する運営管理業務のうち申請者が行う業務の内容（法第２条第７項のうち、該当する業務の号番号及び第１号の業務については、イ、ロ又はハのうち該当する番号を併せて記載すること）

②　運営管理業務を行う地域（都道府県単位又はこれに準ずる単位で記載すること）

③　各業務の具体的な実施方法の概要

④　確定拠出年金運営管理業務に係る報酬額の算定方法、受取方法及び支払時期

６．他の事業の種類（該当しないときは、記載不要）

業務の種類は日本標準産業分類表細分類により記載すること。

７．役員の兼職状況（該当しないときは、記載不要）

業務の種類は日本標準産業分類表細分類により記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

省　令

○総務省令第五十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月五日　　総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［二～114　略］ 115　法別表第一の七十七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第十六条の二第一項の未支払の特別障害給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 五　［略］ ［116～178　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［二～114　同上］ 115　［同上］ ［一～三　同上］ ［新設］ 四　［同上］ ［116～178　略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第百七十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月五日）から施行する。